

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第2区分
 【発行日】令和7年3月26日(2025.3.26)

【公開番号】特開2023-147737(P2023-147737A)
 【公開日】令和5年10月13日(2023.10.13)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-193
 【出願番号】特願2022-55422(P2022-55422)
 【国際特許分類】

B 2 2 D 11/108(2006.01)

10

B 2 2 D 27/18(2006.01)

【F I】

B 2 2 D 11/108 F

B 2 2 D 27/18 A

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月17日(2025.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

モールドパウダーは、Fを更に含有していてよい。モールドパウダー中のFの含有量は、6質量%以上、7質量%以上、8質量%以上、又は9質量%以上であってよく、13質量%以下、12質量%以下、11質量%以下、又は10質量%以下であってよい。モールドパウダー中のFの含有量がこの範囲であることにより、モールドパウダーが鋳型内において熔融し、鋳型と鋳片間に流入してその一部が凝固することによりパウダーフィルムを形成する際に、当該パウダーフィルムの主成分であるCuspidine($\text{Ca}_4\text{Si}_2\text{O}_7\text{F}_2$)という結晶が晶出しやすくなり(FがCuspidineの主要成分であるため)、鋳型内の抜熱を安定的に制御できる。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

モールドパウダーは、 Al_2O_3 を更に含有していてよい。モールドパウダー中の Al_2O_3 の含有量は、2質量%以上、3質量%以上、4質量%以上、又は5質量%以上であってよく、10質量%以下、9質量%以下、8質量%以下、又は7質量%以下であってよい。

40